

3 新国際出願法第十八条第二項の規定は、国際予備審査の請求につき、この法律の施行の日以後に同項に規定する手数料を納付する者について適用する。
 (大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行の日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであった特許料の減免又は猶予については、第六条の規定による改正後の大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第十三条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 (産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 この法律の施行の日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであった特許料の減免又は猶予については、第七条の規定による改正後の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第五十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 旧産活法第六十九条第一項の規定により手数料を納付した者による過誤納の手数料の返還については、なお従前の例による。
 (産業技術強化法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この法律の施行の日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであった特許料の減免又は猶予については、第八条の規定による改正後の産業技術強化法第十七条第一項及び第十八条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 (中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十条 この法律の施行の日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであった特許料の減免又は猶予については、第九条の規定による改正後の中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第九条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 (政令への委任)

第十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)
 第十二条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中、「第十八条第一項」の下に、「若しくは第二項」を加え、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第三十一号)第六十九条第一項の規定により手数料を「を削り、同条第二項中、「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」を、「及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」に改める。
 (登録免許税法の一部改正)

第十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
 別表第一第十三号中、「含み、特定通常実施権の登録を除く」を「含む」に改め、同号(二)中「又は通常実施権(仮通常実施権を含む。以下この号において同じ。)」及び「又は登録した仮通常実施権」を削り、「又は通常実施権の件数」を「の件数」に改め、同号(三)中、「専用実施権若しくは通常実施権」を「若しくは専用実施権」に改め、同号(四)中、「若しくは通常実施権」を削り、「これらの権利若しくは特許権」を「特許権若しくは専用実施権」に改め、同号(四)中「、専用実施権又は通常実施権」を「又は専用実施権」に改め、同表第十四号中、「含み、特定通常実施権の登録を除く」を「含む」に改め、同号(二)中「又は通常実施権」を削り、同号(三)中、「専用実施権若しくは通常実施権」を「若しくは専用実施権」に改め、同表第十四号中、「含み、特定通常実施権」を削り、「若しくは通常実施権」を削り、「これらの権利若しくは実用新案権」を「実用新案権若しくは専用実施権」に改め、同号(四)中、「専用実施権又は通常実施権」を「又は専用実施権」に改め、同表

第十四号(二)を削り、同表第十五号(二)中「又は通常実施権」を削り、同号(三)中、「専用実施権若しくは通常実施権」を「若しくは専用実施権」に改め、「通常実施権」を削り、同号(四)中「若しくは通常実施権」を削り、「これらの権利若しくは意匠権」を「意匠権若しくは専用実施権」に改め、同号(四)イ中、「専用実施権又は通常実施権」を「又は専用実施権」に改め、同表第二百五号中、「二十二条の四第一項」を「平成十一年法律第三十一号」に改め、同表第二百二十五号中、「(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正)」に改める。
 第十四条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中、「並びに特許法第八十六条第三項(実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削る。
 第十四条第一項中、「第十八条第一項」の下に、「若しくは第二項」を加える。
 (工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 この法律の施行の日前に登録された特許権若しくは実用新案権についての通常実施権又は特許権についての仮通常実施権に係る情報であつて前条の規定による改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第三項において準用する旧特許法第八十六条第三項(旧実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により閲覧又は書類の交付を行わないものとされたものについての閲覧又は書類の交付については、前条の規定による改正後の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第一項又は第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 (平成三年商標法改正法の一部改正)

第十六条 商標法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
 附則第四条第二項中、「及び第十三号」を削る。
 (平成五年旧実用新案法の一部改正)

第十七条 特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号)附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の実用新案法(以下「平成五年旧実用新案法」という。)の一部を次のように改正する。
 第十三条の三第四項中、「第四百五条の二から第四百五条の二まで(具体的態様の明示義務、特許権者等の権利行使の制限、書類の提出等及び」を「第四百五条の二(具体的態様の明示義務)、第四百五条(書類の提出等)、第四百五条の二)」に改め、「関係」の下に、「特許法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第六十三号)第一条の規定による改正後の特許法第四百三条の三及び第四百四条の四(特許権者等の権利行使の制限及び主張の制限)」を加える。
 (平成五年旧実用新案法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 前条の規定による改正後の平成五年旧実用新案法(以下「新平成五年旧実用新案法」という。)第十三条の三第四項において準用する新特許法第四百四条の四の規定は、この法律の施行の日以後に提起された再審の訴え(裁判所法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二十号)附則第四条の規定による改正後の平成五年旧実用新案法第十三条の三第四項において準用する平成十六年改正特許法第四百四条の三第一項の規定が適用される訴訟事件に係るものに限る。)における主張について適用する。
 (平成五年改正法の一部改正)

第十九条 特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号。以下「平成五年改正法」という。)の一部を次のように改正する。
 附則第四条第二項中、「特許法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第四十七号。以下「平成十五年改正法」という。)」を「特許法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第六十三号。以下「平成二十三年改正法」という。)」に改め、同項の表を次のように改める。

第十四号(二)を削り、同表第十五号(二)中「又は通常実施権」を削り、同号(三)中、「専用実施権若しくは通常実施権」を「若しくは専用実施権」に改め、「通常実施権」を削り、同号(四)中「若しくは通常実施権」を削り、「これらの権利若しくは意匠権」を「意匠権若しくは専用実施権」に改め、同号(四)イ中、「専用実施権又は通常実施権」を「又は専用実施権」に改め、同表第二百五号中、「二十二条の四第一項」を「平成十一年法律第三十一号」に改め、同表第二百二十五号中、「(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正)」に改める。
 第十四条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。
 第十二条第三項中、「並びに特許法第八十六条第三項(実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削る。
 第十四条第一項中、「第十八条第一項」の下に、「若しくは第二項」を加える。
 (工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
 第十五条 この法律の施行の日前に登録された特許権若しくは実用新案権についての通常実施権又は特許権についての仮通常実施権に係る情報であつて前条の規定による改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第三項において準用する旧特許法第八十六条第三項(旧実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により閲覧又は書類の交付を行わないものとされたものについての閲覧又は書類の交付については、前条の規定による改正後の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第一項又は第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 (平成三年商標法改正法の一部改正)
 第十六条 商標法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
 附則第四条第二項中、「及び第十三号」を削る。
 (平成五年旧実用新案法の一部改正)
 第十七条 特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号)附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の実用新案法(以下「平成五年旧実用新案法」という。)の一部を次のように改正する。
 第十三条の三第四項中、「第四百五条の二から第四百五条の二まで(具体的態様の明示義務、特許権者等の権利行使の制限、書類の提出等及び」を「第四百五条の二(具体的態様の明示義務)、第四百五条(書類の提出等)、第四百五条の二)」に改め、「関係」の下に、「特許法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第六十三号)第一条の規定による改正後の特許法第四百三条の三及び第四百四条の四(特許権者等の権利行使の制限及び主張の制限)」を加える。
 (平成五年旧実用新案法の一部改正に伴う経過措置)
 第十八条 前条の規定による改正後の平成五年旧実用新案法(以下「新平成五年旧実用新案法」という。)第十三条の三第四項において準用する新特許法第四百四条の四の規定は、この法律の施行の日以後に提起された再審の訴え(裁判所法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二十号)附則第四条の規定による改正後の平成五年旧実用新案法第十三条の三第四項において準用する平成十六年改正特許法第四百四条の三第一項の規定が適用される訴訟事件に係るものに限る。)における主張について適用する。
 (平成五年改正法の一部改正)
 第十九条 特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号。以下「平成五年改正法」という。)の一部を次のように改正する。
 附則第四条第二項中、「特許法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第四十七号。以下「平成十五年改正法」という。)」を「特許法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第六十三号。以下「平成二十三年改正法」という。)」に改め、同項の表を次のように改める。